浦添市公告 第 269 号

令和8年11月16日

公 示 送 達 書

浦添市長　松本 哲治

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。
当該書類は、市長が納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。
なお、本日から起算して７日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

送達を受けるべき者	送達をすべき書類の名称	備考
本村　英太郎	配当計算書	